

## 茂原市農業委員会第2回総会議事録

1 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 中村正明	2番 小高一夫
3番 湯浅公夫	4番 蕨直邦
5番 光橋正人(第二副小委員長)	6番 杉浦文子
7番 八角徳政	8番 高山多聞(第一副小委員長)
9番 秋葉仁喜(第二小委員長)	10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(職務代理)	12番 加藤古志郎
13番 石井利明(会長)	14番 浦島京子

出席推進委員 7名

矢部友一	古山光雄	早川昇一	富田和男
平野芳之	風戸茂樹	深山文雄	

4 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 丸島浩二
係長 東條成男	係長 鵜澤史樹
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 8件
- ・第12回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について 13件
- ・第12回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届け出について  
軽微な農地改良の届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
その他

## 7 総会要旨

局長	<p>本日は第2回総会にご参集頂きましてありがとうございます。</p> <p>本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件について、議案番号18号及び25号は告示後に取下願が提出されましたので、議案より削除をお願いいたします。よって、3条申請1件、4条申請1件、5条申請8件、令和2年第12回保留議案19件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、以上合計30件となります。そのほか報告事項がございます。</p> <p>茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させて頂いてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は4番蕨委員と5番光橋委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。</p> <p>1号議案です。申請地は立木字笹郷地先外5筆、田4262㎡を売買しようとする申請です。買受人は猿袋の★★さん、売渡人は木崎の★★さんです。申請理由は、農業経営の規模拡大のため、とのこと。買い受ける農地にて柿の木の作付けを計画しています。</p> <p>次に許可基準についてです。全部効率利用要件について、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、耕うん機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、近隣の農地へ迷惑をかけないようにするとのこと。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>第一小委員長から報告をお願いします。</p>
第一小委員長	<p>審議の結果、1号議案については許可となりましたので報告いたします。</p>
会長	<p>それでは審議いたします。現地調査もしております。1号議案です。★★委員いかがですか。</p>
★★委員	<p>数年前までは草がひどく生えていましたが、今後は整地され管理されると思いますので、よろしいと思います。</p>
会長	<p>地元の★★委員いかがですか。</p>
★★委員	<p>この周辺は荒れ放題で猪の棲み処のようになっていますが、買受人が今後管理していけるということであれば、許可でよろしいと思います。</p>
会長	<p>小委員会の際、鶴枝地区の★★委員からも意見を頂きました。1号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。</p> <p>続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局より説</p>

明をお願いします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

2号議案です。申請地は、粟生野字北新地地先、畑173㎡です。猿袋の★★さんが、進入路用地として転用する申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地北側に赤道がありますが、狭く通行が困難なため、奥の自己所有山林に入るための進入路を自ら確保しようとするものです。計画としては、現状のまま利用します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、整地・埋立ては行わず、現状のまま利用するため支障はないとのことです。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長

第一小委員長から報告をお願いします。

第一  
小委員長

審議の結果、2号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議いたします。現地調査もしております。★★委員いかがですか。

★★委員

後背地に入るための道路ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

周りの農地にも迷惑のかからない場所だと思いますので、許可相当でよろしいと思います。

会長

2号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

3号議案です。申請地は、南吉田字刺町地先、田411㎡です。千葉市の★★さん外1人が、親である南吉田の★★さんから使用貸借にて土地を借り受け、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在、借家住まいで手狭なため、また親の隣接地であり、条件も良いため、とのことです。事業計画としては、建築面積124.83㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と考えられます。第1種農地として判断される場合は、原則許可できない農地ですが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、道路工事施工承認申請書並びに法定外公共物土木工事施行許可申請書が提出されております。造成は90cm程

度の盛土をします。埋め立て事業計画書が提出されております。排水は、農業集落排水へ放流の計画です。市農政課との協議書が提出されております。また赤目川土地改良区から同意書が提出されております。なお、確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、本納字乗川地先、畑380㎡です。長尾の★さんが、長尾の★★さんから使用貸借にて土地を借り受け、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在の住まいが老朽化したため、住環境が良いこの場所に親と同居するために住宅を建てたい、とのこと。事業計画としては、建築面積95.23㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は50cm程度盛土します。埋立て事業計画書が提出されております。排水は合併浄化槽処理後、水路へ放流します。両総土地改良区から同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、東茂原字細矢地先、畑348㎡です。千葉市の★★さんが市原市の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は保育園やスーパーが近くにあり、子育て世帯が住みやすい環境で、宅地化も進んでおり需要が見込めるため、とのこと。事業計画としては、174㎡の宅地が2区画です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、整地のみで造成工事は行いません。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。なお、許可を取らずに駐車小屋を建ててしまったため、始末書が添付されています。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号及び7号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、六ツ野字大塚地先、畑、合計274㎡です。白子町の★★さんが、六ツ野の★★さん外1人と東部台の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在借家住まいで手狭となった為、子供の教育環境等を考え、この場所に住宅を建てたいとのこと。事業計画としては、建築面積115.93㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地にも該当しませんが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、整地のみで埋め立ては行わな

いとのことです。排水は、農業集落排水に接続します。市農政課との協議書が提出されております。雨水は宅内浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号及び9号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、長尾字沖田地先外4筆、田、合計809.17㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業11-2街区地先外3筆、面積合計556.69㎡です。東部台の★★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地及び進入路用地とする申請です。申請理由は、借家住まいで手狭なため住環境の良いこの場所に住宅を建てたいとのことです。事業計画としては、建築面積68.678㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。造成工事は行いません。排水は、公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、小林字宿ノ下地先、畑124㎡です。上茂原の★★さんが小林の★★さんから土地を買い受け、作業車両置場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、隣接地にソーラー発電設備を設置しておりますが作業スペースが手狭となったため、とのことです。事業計画としては、造成工事は行わずに作業車両置場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と考えられます。第1種農地として判断される場合は、原則許可できない農地ですが、既存施設に隣接する土地で、既存施設の2分の1以下であることから農地法施行規則第35条第5号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、整地・埋立ては行なわず、現状のまま利用するため支障はないとのことです。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第一小委員長から報告をお願いします。

第一小委員長 審議の結果、3号議案から10号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。現地調査もしております。3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 周りは住宅に囲まれているような状況で、隣接農地もないということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 地元の★★委員いかがですか。

★★委員 住宅地になっていますので、許可相当としてよろしいと思います。

- 会長 3号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 元々建物が建っていて、今更地になっていますが、用途地域でもありますし、特に問題無いと思いますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 4号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 用途地域ですし、住宅地内に残された農地のようで周りの農地にも影響無いので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 5号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして6号及び7号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第1種農地のようですけれども、現在ここは南側も北側も住宅用地になっています。数年前までは耕していたんですけど、耕していた方が高齢で耕作出来ないという状況になっています。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 ここは周りが住宅地で、周辺農地に影響を与えるような場所ではありませんので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 6号及び7号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号及び7号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして8号及び9号議案です。土地区画整理事業地内ですので、小委員会の報告のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号及び9号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 元々申請人が使用している隣の、この部分だけ整理のついていなかった土地で、周辺に影響ありませんので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 10号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。  
続きまして議案第11号から31号第12回総会保留議案についてであります。経過を含め説明をまとめてお願いいたします。
- 事務局 議案第11号から24号、令和2年11月10日開催 第12回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について及び議案第26号から31号、令和2年11月10日開催 第12回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。なお、前回までと同様の内容については一部省略して説明させていただきます。  
これまでの審議の経緯としまして、令和2年第12回総会にて、耕作の事業を主宰する申請人から計画内容について十分な説明を得られず、許可基準を判断出来なかったため審議保留となりました。委員の皆さんのご指摘事項を説明したところ、申請人

から、営農型太陽光発電設備設置事業計画及び営農計画について再構築するためという理由で12月末日までの回答延期願いが提出されたため、令和2年第13回総会は審議保留となりました。前回総会では、再提出された営農型太陽光発電設備設置事業計画及び営農計画を基に、申請人及びその事業支援会社から説明を受け、熱意や意気込みを感じられたものの、経営主体である申請人本人の考えや営農計画について効率的な耕作を判断する上で調査、確認をするため審議保留となりました。

審議の流れは、これまでの説明のとおりです。参考資料として、既にお配りしている差し替え後の「茂原市本納・豊岡地区営農型太陽光発電設備設置事業の事業計画書」及び本日お配りしている「令和2年第12回総会保留議案に係る議案資料」を併せてご覧ください。

それではまず11月第1号から7号議案です。一体の営農計画となります。申請地は本納字上人塚地先外10筆、田749㎡、畑14623㎡、計15372㎡です。睦沢町の★★さんが本納の★★さん外5人から土地を使用貸借権の設定により借り受けようとする申請です。借人は平成30年設立の法人で、現在睦沢町にて3345㎡の農地で小松菜を栽培しています。申請理由は、販路を持っており、圃場を探していた、とのこと。借り受ける農地にてサツマイモの栽培を計画しています。

申請地における農業経営に係る実施計画書については、提出資料をご確認ください。許可基準に係る変更点についてご説明します。農業経営実施計画書をご覧ください。変更により事業支援会社であった★★さんを除いています。これに伴い、機械のリース先が事業支援会社の★★さん及び★★さんに変更されました。★★さんは今後購入予定とのことで見積書を確認しています。★★さんは所有済とのことです。現在権利を取得している睦沢町の借入地について、睦沢町農業委員会に再度確認しましたところ、一部耕作していない所があるが、耕作放棄地を再生した際に条件不利地であると把握しており、維持管理が行われているため法第32条第1項各号に掲げる農地に該当しないとの報告がございました。尚、今後は施設栽培を計画中とのことで、これに伴い栽培計画について、睦沢町の小松菜の圃場の責任者を★★さんとし、代表の★★さんは茂原市の圃場を中心に作業することに変更されました。経費計画の肥料については、★★さんを除いて★★さんが市の農業集落排水事業で生産される汚泥堆肥を運搬する計画に変更されました。市農政課に確認したところ、一度に配布出来る量は限られているが提供は可能であると協議済とのことです。

また、周辺地域との関係について、★★地区での説明について議事録が追加されています。申請各地域において説明等を行った結果、いずれも申請人が耕作を行うことについては理解を得ているとのことです。

それでは、次に、営農型発電設備に係る第5条の規定による許可申請についてご説明します。

11月第20号議案が取下げとなりましたので、11月第21号から26号議案です。農地法第5条許可による一時転用を伴う貸借権設定の申請です。申請地は、法目字辻荒久地先外9筆、田749㎡の内0.202㎡、畑13275㎡の内2.203㎡、合計14024㎡の内2.405㎡です。東京都の★★さんが法目の★★さん外4人から貸借権設定により土地を借り受けて、それぞれ一時転用許可を受けて農地に支柱を立てて営農型発電設備を設置しようとする申請です。申請理由及び土地選定理由は、採光等の自然条件に恵まれた土地であるため、とのこと。事業計画としては、申請地に太陽光パネル計1356枚、支柱計412本を設置します。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けています。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出が提出されております。地域説明については、各申請地の該当する地区の自治会長に対して太陽光発電施設についての説明を行

い各要望に対応しております。★★自治会では、自治会から提出された質問や意見に対して回答したとのこと。市都市計画課に確認したところ、その後自治会の評議員の会合にて、自治会としては優良農地での太陽光発電所建設には反対だが、どうしても設置する場合は、パネルの間隔を空けて農地に太陽光が十分入るような設備にしてもらいたいこと、周辺家屋に反射光による影響を与えないこと、という見解が提出されたとのこと。★★水利組合及び★★自治会では、組合長を通じて資料を配布したとのこと。市都市計画課に確認したところ、その後水利組合及び自治会から、営農型太陽光発電設備設置事業建設について、設備下での農業の十分な収入が得られるとは考えにくいこと、同じような施設での諸問題を聞いていること、★★地区での将来大規模農業が妨げられる可能性があること、をデメリットとして挙げた書面が提出されたとのこと。★★自治会では、自治会長に説明を行った上、土地所有者が自治会の総会にて説明し、問題はなかったとのこと。市都市計画課に確認したところ、自治会は当初問題無いとしていたが、その後設置に反対で事業者に詳細な説明を求めているようです。市都市計画課としては、説明会も実施しており説明義務は果たしていると考えているとのこと。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等は行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。両総土地改良区から同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はのべ12名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされているところ、★★さんは現在担い手と位置付けられておらず、また申請地はいずれも荒廃農地調査における荒廃農地に該当しておりません。

その他、設備の撤去時の費用を含め、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。発電設備下部の農地における作付け予定作物、必要な農作業の計画、利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農業経営実施計画書のとおりです。次に営農への影響の見込みについてです。生育に適した日照量の確保は、パネル下部から生育した葉を日照が確保できるアレイ間に伸ばすため支障は生じないと見込んでいます。なお、前回総会にて説明のあった遮光率についてですが、遮光率は農地の面積に対する太陽光パネルの設置面積ではなく、発電設備の面積に対する太陽光パネルの設置面積という計算方法です。但し、県農地・農村振興課に確認しましたところ、遮光率に基準があるのではなく設備下部で生育に適した日照量が確保出来るかを判断するべきであり、日陰率等も考慮されるとのことです。本計画では、議案資料のとおり日陰率が算出されています。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2.4m、最高地上高2.9mでパネル下部へのトラクター搬入も可能としています。下部の農地の単収は、地域の平均的な単収10a当たり2490kgに対し80%の1992kgを見込んでいます。

以上の計画について、知見を有する者として、茂原市の認定農業者である★★さんの意見書が提出されております。その意見書によりますと、申請地の現地確認を行った結果、23号議案の農地は排水改良が必要であるが、その他については特に問題はなく、陽当たりが良く、十分な収穫を見込めると判定しており、当該地でサツマイモを生産する場合の留意点として、排水不良圃場については、暗渠排水を実施してから耕作すること、21号議案の圃場は十分耕起を行い畝立てすること、マルチングを行い定植すること、畝間の除草管理を行うこと、としております。また、遮光率を考えた単収の検証についても、収量確保は可能な作物と判断できるとされております。

また、位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要ですが、農林水産省の取扱いによると、集団農地の真ん中にある場合は、支障を及ぼすおそれがあると判断しております。さらに長生農業事務所では、農業機械が容易に横断できる四方をすべて農地に囲まれている農地は、これに該当すると判断しております。

なお、本日お配りした議案資料に、許可に係る判断事項の該当状況をまとめており

ますので、ご確認ください。

以上が転用許可基準についての説明となります。

このまま続きまして、区分地上権についてです。11月第8号議案が取下げとなりましたので、11月第9号から14号議案です。申請地は、法目字辻荒久地先外8筆、田643㎡の内13.637㎡、畑13275㎡の内2293.944㎡、合計13918㎡の内2307.581㎡です。東京都の★★さんが法目の★★さん外4人の土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省の取扱いによりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされています。

また、この3条許可の取扱いについては、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可、となります。従いまして、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされています。これは、転用が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものという考え方になります。

保留議案についての説明は以上でございます。

それでは、★★の代表★★さんに入室させていただきます。

<★★氏、★★氏入室>

(申請人から追加資料の提出があり、配布する。)

★★氏

私は★★の★★です。私は★★の支援を受けて、この地域、地元茂原市で農業をしっかりとやっていきたいと思っております。何としてでも農業の方を頑張ってやっていきますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

★★氏

★★の★★でございます。先月保留になりましたから1か月、何としてでも皆さんに理解して頂きたいと思ひまして、1か月間に会議を3回持ちまして、その内容を議事録としてお配りしました。5分位で要点だけ説明させていただきます。

1月17日、★★地区の説明会を開催しました。議事録の中に参加して頂いた方のお名前を載せてありますが、概ねの理解をもらいました。その議事録に追伸として書いてあるのが、1月14日、一緒に支援していきましようと言っていた★★さん、★★社長から電話があつて「近隣知人の関係で事業支援会社を辞退したい」と連絡を受けました。「バイオマス肥料については農政課に確認願ひます」ということでしたので、すぐに農政課の★★課長に電話して、バイオマス肥料の利用、使用について、圃場還元について承認を頂きました。1月18日、★★地区農業委員の★★様に、★★で説明会を開催したことを報告しました。「地元の理解を得てしっかりと農業をやって頂きたい」と言われたことを伝えまして、「★★も同様に農業をしっかりとやってください」と言われました。次に2月1日、千葉県庁の農林水産部に事業計画の説明に行つて来ました。再生可能エネルギー資源循環型計画ということで、国も県も今一番注目している事業なので、是非とも集落排水のバイオマス肥料の圃場還元、県下でも40～50%しか還元出来ていない状況、農業で利用して、それから県に言われたのは

「六次産業化の拡大、農業の活性化に大変良いことなので、是非農業委員会の理解をもらって事業化してください」と言われました。その中で事業計画書を全部見て頂いたんですが、多少補正とか、こうした方が良いですよとか言われたことを修正して、今日添付させて頂きました。2月2日、県に行った内容を事務局に報告に行きました。その中に、前後するんですが、1月27日に局長から確認のあった項目の回答を付けてございます。★★地区の計画の内容、調査して分かった範囲のことを書いてございます。基準が出来る前で設備の高さが不足している、圃場が良くなかったが地盤改良・排水計画といったものをせずにやってしまった、そういう状況だったようです。最後になりますが、★★局長に「基盤整備事業、集約化について農政課に確認してください」と言われましたので、都市計画課さんからの公文書では農政課さんも特に基盤整備・集約化は無いということだったんですが、念には念を入れて先ほど行ってきて、航空写真を見せて「ここでそういう計画はありますか」と確認したら、「基盤整備、集約化は今の計画にはありません」という答えをもらいました。1か月間で可能な限り説明会等を開いて、努力はしてきたつもりです。★★も言っていました、農業委員さんの力を借りましてこの地域で一生懸命農業をやりたいということです、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

会長

当委員会では3回保留になった大変な事業計画なんですね。前回、会長のご意向、そして★★代表のお話も聞かせて頂いておりますので、私ども簡潔に質問していく中で簡潔に答えて頂き、早い結論を出していければと考えていますのでよろしくお願い致します。私から一点、循環型営農計画という、画期的な事業ということで、★★会長は4年の歳月をかけて考えていたと。その中で★★さんが一緒であったということが、前回総会の翌々日に撤退されたとお聞きしました。先ほども触れておりましたけれども、これだけの事業に対して情熱を持って向かって来た中で、★★さんが撤退した理由は何だったんでしょうか。

★★氏

★★さんは南吉田にあるんですが、★★の近隣の知人から呼ばれて「こんな事業の責任取れるのか」とか、そういうことを言われたらしいです。私どもは当初から農業用機械は★★で用意する予定でしたけれども、「何かやることはないか」と言って★★さんが「機械は俺の方で準備するよ」ということで、★★と書いたんですが、「こういう機械まで用意して、責任も全部お前の所に来るぞ」と言われたらしいです。そこで、そういう近所の付き合いが上手くいなくなるようでしたら、辞退したいというか、私の方から、そこまで無理して協力してくれなくても、と。機械は全部自分の所で用意出来るので。バイオマスの方も直接、農政課長に連絡しまして、今50%強の利用率なので是非とも使ってもらいたいという話がありました。その2点が、★★さんが入った要因だったんですが、バイオマス肥料は市の財産ですから★★さんを經由しなくても大丈夫ということです。まあ、近隣知人、★★の関係ということで、名前は伏せさせてくださいと言っていました。農業委員2名の方に呼ばれて話をされたと聞いております。その時の録音も持っておりますが、ここで言うことではなくて、もっと支援してくれる会社、載せればきりが無くあります。やはり大事なものは農業、農業で一生懸命やって良いものを作る。産直とは違うんですが、ねぎぼうずとは被らないようなものを、施設を通じてやりたいという計画がございます。

会長

わかりました。他に質問等をお願いしたいと思います。

★★委員

説明を聞いていて、★★会長から「何と云っても、大事なものは農業だ」と。こういう話ですから、農業を継続的に茂原市でやっていくという点で、色々計画変更がこれまであったわけですが、今農業委員会に提出されている計画が本当に、今後確実に実行されていくのかが大事だと思います。営農計画が色々出されていますが、その信用性というか、本当に営農を計画通りやっていくかという点でお聞きしたいんですが、言うまでも無く、まず営農をやろうということになると、睦沢の状況は承知の通りだけれども、私に言わせれば、實際上、茂原での営農が本格的じゃないかなと思う。そ

ういう点で言いますと、まず事業ですから資金面において調達をどうお考えなのか。それから技術面。サツマイモということで、前回も言ったけれど★★君を顧問として生産指導を受けるとなっています。それから働き手。前回は★★とか★★とか支援会社の社員を導入すると。機械施設についてはとりあえずリース、借りてやると。我々が農業を始めるときは、まず機械設備を整えるために多大な借金をして、というのが営農の始め方だと思うんだよね。その計画を確実に実行していく資金、技術、働き手、機械設備。こういうものについて、本当に確実に計画通り実行出来るのかどうか。私は太陽光発電がどうのこうのという話をしているわけじゃないです。この前も、上を考えなくても営農するとお答えしているわけだから。その辺の展望を今一度お聞かせ願いたい。

★★氏

機械を★★がリースするという計画で、これは★★で購入して、資金が出来るまではリースするという形です。購入の場合、★★・★★・★★とあるんですが、見積りを既に取りまして、★★の方から購入する予定です。許可が出ればすぐ納入出来る状態になっております。★★は、たまたま★★社長の仲間がJ Aの長南におりまして、その紹介で千葉県の大栄町で大々的にサツマイモをやっている方が★★の営業であったものですから、そこから色々話を聞いて機種を選定しまして、太陽光パネル下はもう3年やっていますから、25馬力以下でこういうもの、ということで取ってあります。農業機械はそういう形でうちの方で購入して、★★の方に無償リースです。資金面と言われましたが、現金で買うことも出来ます。心配しなくても、★★で準備してリースする形です。元々★★もうちの会社にいた人間ですので、そのぐらい若い人の面倒を見てあげようかなというのが私の考えです。労働力については、ほとんどフルマシーンで考えていまして、ハーベスターだけが太陽光ですと従来型の掘り取り機になるだけで、大栄町は4人乗りの全自動のハーベスターがあったんですが、それだと太陽光パネル下に入らないものですから、掘り取り機にして総予算5~6百万ですかね。2, 3セット買えるだけの資力は持っていますので、何でしたら個人でも準備は出来ます。労働力はほとんど機械化で、植付けも機械でやります。1.5ヘクタールくらいであれば、★★さんにも「機械があって一人ついていけば全部出来るよ」と聞いているんですが、繁忙期の5~6月の苗の植付け、それから10~11月の収穫期、これは農地の所有者の★★さんと近隣に住んでいる★★さん、★★さんの手伝いを契約してあります。労働力はきちんと確保出来ていると思います。あとは技術面。私も姉の所でサツマイモを栽培していて結構見ていて、実際サツマイモというのは養分がさほど要らないんですが、苗の植付けがマルチングしてから手でやるのは大変ということで、それも機械化を予定しておるんです。その後、つる返しと雑草取りですかね。サツマイモの場合、光合成で葉が伸びてくると雑草もさほど出てこないです。★★の方も、太陽光パネル下で3年間やっていますが、サツマイモは去年1作、睦沢でやっております。★★先生も言っていたんですけど、「サツマイモは苗を植付けして梅雨だけ凌げば後はつる返しと草取りだから、見ていけば十分出来るよ」という話でした。本人も「睦沢の川島地区でやった時も大変なのは雑草とつる返しで、後は管理していれば収穫にたどり着きました」ということです。連作障害というのはほとんど無いんですが、2, 3年してくるとセンチウ、芋虫のようなものが見受けられるんですが、バイオマス肥料を使う利点というのがありまして、バイオマス肥料の中に納豆菌の一種のバチルス菌というものが棲んでいるんです。元々この地域にも土壌細菌であります。これを増やすことによって、薬を使わずこういう害虫を駆除出来ます。バチルス菌そのものを茂原市に導入したのは私です。下水処理場に導入してやっております。臭気を98%取る細菌なんですけど、土壌細菌で土に還すと作物に良いことをしてくれる細菌です。そういう形で技術指導は★★先生に受けるんですが、その害虫が出た場合の管理方法です。作物を収穫してからは今の所、睦沢の組合に加盟してそちらに運ぶんですが、1年、2年経って仲間というかやって頂ける方が増えた場合、この地区に組合を設立する予定です。そこと、★★と直接契約して、そこに集めて出荷というのを考えています。如何せん、★★の★★が一人で頑張っても、睦沢に持って行くだけのことになっちゃうんですが、最終的には地域の方に各地域のブロ

ックに入ってもらって生産を続けてもらって、サツマイモだけじゃなく、色々な農作物の生産・加工、六次化というものを、これは★★が主で動いていくことになると思いますが、そこまでを考えて、私どもは確実にやっていく自信、財力がございます。その点よろしく願いいたします。

★★委員 一つだけ確認しておきますけど、今申請されている事業者は、★★さんの所ではなくて★★さんの所ですからね。そうですね。

★★氏 はい。

★★委員 圃場に立てる太陽光パネルの立て方について質問したいと思います。今の計画ですと、パネルが連続式になっていますよね。他の地区の営農型を見ますと、やはり藤棚式のパネルの設置の方が良い営農結果を出しているように聞きますが、そのような方式に替えていく考えはあるんでしょうか。発電設備設置事業者との話し合いとかはどのようになっているんでしょうか。

★★氏 遮光率自体はどちらを使っても変わらないんですけど、藤棚式にすると、畑に対する影響範囲が倍くらいの広さになります。作物の場合、遮光率よりも日照量、日照時間の問題になってくるんですけど、これはさほど変わらないという結果になってくるんです。私達と一緒にやっている仲間、袖ヶ浦の方と睦沢の方、片方は藤棚式で片方は連棟式で、収量そのものは8割以上二つとも取れています。どちらかというと、パネルの影響よりも土壌の影響が強いです。私達も連棟式にするか藤棚式にするか考えたんですが、藤棚式って、今の倍くらいの設備が必要になってくるんです。杭とか鋼材ですね。収量が変わらなければ影響の少ない連棟式にしようと思っております。材料費との兼ね合いもあるんですが、作物自体に影響はさほど出ていないというのが、調べた結果になっております。

★★委員 ★★会長も言われたように、サツマイモの光合成によって、芋が甘くなったり、つるを切ったからのデンプンが糖に変わる状況でいくわけでしょうけど、この事業を進めるにあたって、乾燥芋という話が出た記憶があるんですけど、それに合うサツマイモを作らなきゃいけないというのがあると思うんです。消費者の為を思うんです。遮光率という話は分かりましたけれども、影の所の光合成はやはり通常落ちてしまおうと思っていて、影の所や西日の所は、経験上なかなか作物が出来なかったですね。「サツマイモはそうではありません」という話で、資料ですとアレイ式で通常よりも多く穫れているとなっていますけれども、この理由は今までの説明の中の光合成といった話をしていくのか。それと、サツマイモの作り方の中でつる返しなどの話もきちんと説明されておりますので、芋自体のことを考えての工程のお話をされましたが、その辺も★★さんがメインになってやられると思うんですけど、これはどうも腑に落ちない。108%と、通常よりも多く穫れるのは、逆に教えてもらいたい。どうしてこんなになるんですか。

★★氏 私達は★★から「『べにはるか』を作ってください」と言われています。「べにはるか」もそうですが、★★先生と話した時に「一株当たり1kgか3kgか、こういう土壌があるんだよ」という話でした。睦沢の川島地区で8割以上から1.2倍位穫れたんですが、太陽光パネルの連棟の下を含んでいます。たまたまそういう圃場だったのかなというのもあるんですが、反当り2400kgというのが県内標準平均で皆さん、その8割を目標に作っていくんですが、実際には一株で1kgということはないと聞いています。そうすると、単収の2400kgというのは全然少ない量なんです。だから株当たり穫れる量がかなりあると思います。県も平均で出していて、やはり少なめの数値に対して8割上げてくださいというのが表になっていると思います。それから、先ほどの糖度を増すためのことなんですけど、掘り込みが終わって2、3時間外気に触れたら、すぐカゴに入れて倉庫に運んで、倉庫の中でキュアリングを

考えています。ですから、デンプンを糖に変えるというのは倉庫の方でやっておるんですが、5月から10月という、冬至は関係ないです。夏至ですとパネル下だけで3時間毎に太陽が移って行って光の加減が当たっていくんです。サツマイモは7時間から12時間の日照があれば良い物が穫れると言われてはいるんですけど、茂原地区の本納で試算したところ一番悪い所でも9時間なんです。連棟式であっても9時間。藤棚式はもうちょっと良くなり11時間位になりますけど、その差がどれだけ出るかというのは、睦沢のデータを見る限りでは単収の8割はクリア出来る形になっております。圃場によってばらつきはあると思いますが、太陽の日照量は、パネルの高さを3m取ってあるので、横から入ってくる日照を積算出来ると思います。そのような関係で穫れているのかなど。あまりはっきりとは言えないですけど。ただ、数値的、角度的な太陽の位置を入れて計算しても、当たることは確実に当たります。サツマイモというのは、朝日から夕日までの間の日照時間を積算していくようになっているので、我々は10時から4時というのでやるんですが、10時前に当たっているものがありますから、投影面積分じゃなく日照量が得られる結果で睦沢がああいう結果になっているのかなど。従来の1m50cmとか2m弱のパネルだったら届きません。3mあると確実に斜めからの日差しが届きます。そういう結果です。

★★委員 個々のパネルで考えるとおっしゃる通りだと私も思います。全体を考えて、3時間毎の話がありましたけれども、パネルが完全に南向きだったり、色々あると思いますが、結局住宅もそうですけど影が影響するんじゃないかという中で、収量が良くなるというのが土壌だという話になると、じゃあどこでも土壌が良ければという話になってくる。実際の面積、30%というのは、どのくらいの面積ですか。

★★氏 川島のですか。

★★委員 はい。

★★氏 1150㎡です。

★★委員 じゃあ1反歩に対して300㎡ちょっとのパネル面積ですか。

★★氏 そうですね。それから投影面積分の遮光率で言うと30%位です。今回の計画とほぼ同じです。

★★委員 今後の話とか色々言われておりますので、先ほど★★委員からあったように、藤棚式。経費がかかるというのに分かります。ケーブルの長さも違うし、色々違うでしょう。とは言いながらも、パイロット的にやるのであれば、そちらの方が私個人としても作物の為にも良いと思っています。108%というのはどうも信用出来ない。私なりに調べてみたいと思っていますところなんです。

★★氏 藤棚式も実験をやってみたいと思います。この申請とは別として。両方の設備を作って、良い物を上に置いて下で農業するという考えもありますので、その辺は柔軟に考えております。実験数値も共有して、皆さんと手伝ってもらいたい方がいらっしゃいますので。結局、「サツマイモは大丈夫だよ」って言われますけど。今まで反当り1920kg切った所は袖ヶ浦でも無いそうなんです。市原でも。藤棚式じゃなくても1920kgいっているんです。2000kgは超えると聞いていますんで、作物は大丈夫だと思いますが、どちらにしても、どちらが良いかというのはやってみたいと思います。

★★委員 営農に対して助言協力して頂いている★★さんは私もよく知っています。サツマイモもかなり実績はあると思いますが、営農型発電に対しては全然タッチしていない形だと思うんですが、その辺のところはどのように言っているのか。また、★★さんが

耕作に対してどの程度の責任を持って関与してくれるのか。その辺を伺いたい。

★★氏           ★★先生の方は、先ほど言われた害虫が出たとき相談に行く、後は普段、苗の植付けを終わってから定期的に見るよとは言ってくれています。「そろそろ、つる返しした方が良い」とか、★★と先生で連絡を取ってやるという話になっております。生産指導は、サツマイモの場合はその位かなという形です。

★★委員           営農型発電に対しての★★さんの責任というのは、生産指導という辺りで、どの程度の責任というところは。

★★氏           これは確実に圃場で8割を超えなかった場合とか、そういうときの話でよろしいですか。これはもう確実に8割を超えなかったら相当の指導があると思います。どういう指導かと言うと、今、投影面積分で8割というよりも圃場全体で8割を確保出来るかということ考えておまして、苗の植付けのときにトラクターで行って帰ってくる所をぐるりと周り3m取っておるんです。「収量が足りなければ、次期作では一方通行にして苗の植付けを増やすという考えは一つあるね」と先生に言われています。今は余裕でコの字型に全部3m取って回転出来るようにしておるんですが、その一面を取って4畝の100mずつを追加するとか、収量対策というのは必要になると言っていました。でも「一株1kgということは無いよ」と言っていたので、その考えで1年目はやりたいと思っています。

★★委員           ★★さんに対しては、営農指導というところで関与するということで理解してよろしいでしょうか。

★★氏           はい。

★★委員           わかりました。

会長           ★★さんが★★の★★で営農型発電を始めましたね。まだ実績は出ていないと思うんですけど、今年、玉ねぎを作付けしてありますね。私と★★委員とで視察させてもらったんですが、正直、未熟な印象で、基準の収量を上げることが出来るのかという疑問を感じたんですけど、いかがでしょうか。★★の★★さんはこの現場には携わっていないですか。

★★氏           去年と一昨年に。今は携わっていないです。

★★氏           今作の玉ねぎは行っていないです。

会長           現状、非常に厳しい状態かなと思うんですけど、対策は考えているんですか。

★★氏           いつ頃行かれたんでしょうか。圃場全部に植付けしてあったと思うんですが。

★★委員           私も回らせて頂いたんですけど、ちょうど植え付けた直後あたりかな、その時期に多分、大風があったと思うんですけど、一部マルチが剥がれたりしてしまって悲惨な状態を見ました。これで収量8割いかにするには相当努力しなきゃいけないと感じた次第です。★★さん以外のパネルは、藤棚式ですか、かなり広く開けてあった圃場もあったんですけど。

★★氏           今期が更新の時期で、「更新クリア出来る」という委員会からの話は聞いております。大風があってマルチが剥がれたというのは現場から声がありました。その後、手を入れて直してございます。近隣の営農型じゃない所で、玉ねぎは白子が結構作ってまして、その方の所へ行って見たりして、収穫自体は8割穫れるという話は聞いて

おります。農業委員会の方とも連絡を取りながら現場はやっているということです。会長が見た時は一番悪い状態の時だったと思います。

会長　　そういう意味ではなくて、基本的な話で、周辺の玉ねぎより未熟で、これで育つのかなというような認識で見させてもらいました。厳しいような言葉ですけども、これもやはり今回の申請に対して、しっかり営農に対応して頂きたいという熱い気持ちの表れですので、ご理解よろしくお願いたします。

★★委員　　集团的農地が申請地の中にありますけど、今後、効率的に農地を活用されていくというときに、今回の申請で太陽光発電というのがありますけれども、支障を来すということも考えられるんですが。今回の太陽光発電の申請を取り下げるというお気持ちはありますか。

★★氏　　この事業そのものが再生可能エネルギー資源の循環型ということで始めてますので、太陽光発電からの売電収入が農業者に下りてくる、それからバイオマス肥料を使って圃場に還元する、この両方を我々はエネルギー再生事業としてやりたいという意思で今回計画していますので、太陽光発電設備を取り下げるという考えはございません。

★★委員　　前回、発電事業が無くても営農だけでもやるんだという強い意志がありましたけれども、それに変わりはございませんか。

★★氏　　主とするものはあくまでも先ほど言いましたが再生可能エネルギー、資源の循環型計画、これをメインでやっていきたいんです。★★委員からも言われましたが、1か所はそういうものを作れない地区があるからということで、それであれば、私達はサツマイモを作るとは認めて頂ければ、その圃場で作りますということで返事をしてございます。主流はあくまでも、県とも話しましたが、今一番注目されている再生可能エネルギーの資源の循環型というのを大事にやっていく農業を考えています。

★★委員　　そうしますと、前回発言された「上の太陽光発電が無くても、営農だけでもやる」というのは撤回するという意味で良いですか。前回そういう発言をされていますよ。

★★氏　　営農だけでもやるという圃場は、本納・豊岡地区というのは再生可能エネルギーの循環型。★★が借りています陸沢、こちらはまるきり営農で借りています。

★★委員　　今、議論しているのは陸沢じゃないですから。

★★氏　　そうしますと、「今、申請している地区で、太陽光発電設備を取り下げて営農だけでもやるか」ということでしょうか。

★★委員　　前回私が質問した時に、「上が無くても下だけでもやる」とおっしゃっていましたので。前回言われたことは撤回をすることで良いんですね。

★★氏　　はい。7か所の内1か所はそういう状態になっておりますが、主流としては、あくまでも再生可能エネルギーの循環型ということでお願いしたいと思っています。

★★委員　　前回のあの部分は撤回、ということでよろしいですね。

★★氏　　はい。

★★委員　　今、★★委員が★★会長に尋ねたことは、一つは、上が許可にならなくても営農だけでもやるのかということに「やります」という返事を私にもしているんだよね。も

う一つは、もし上を張ったとして下がうまく行かなかったと、営農型ですからそういう場合には、発電施設については撤去までするのかという話をしたら、「それは私が直接、上をやるわけじゃないので、事業者さんが違うので何とも言えないけど、そうならないように続ける」というお話だったよね。その辺はどうなのか。

★★氏 今度、法律が変わりまして、営農がしっかり出来ていない場合、上も一緒に撤去です。そういう法律になっております。それと、下が、営農がしっかり出来ていない場合は撤去するという契約が入っております。それから、地域の為のバックアップ電源になるというのが、新たに法令として変わっていることです。

★★委員 ……元々ね、この営農型発電というのは、営農がうまくいかなかったら最終的には撤去までということが、都道府県知事の執行でやる。ところが、千葉県でそれをやった試しがない。今現在ね。だから、そういう点であえて聞いたんですけど、じゃあ、法令に沿って撤去することになると、そういうことですか。

★★氏 はい。ただ、我々は3年、10年という更新期間を持っていて、今回の場合は3年ですけれども、その前に農業生産の方の手を打っていきます。これは、★★の★★と★★先生とみんなでやられても足りない場合は、僕らも会社の方で手を入れて、何としても3年の間で更新出来るような収穫量を確保するという考えでおります。それでも駄目だったら撤去しろというのは、それはもう致し方ないことで、努力はいたします。確実にやっていきますので、色々なものを入れればサツマイモの改良、収量、この辺はきちんと出来る自信はあります。いざという場合はどうするんだという★★先生の話でしたら、これは条文と一緒に撤去ということになると思います。

★★委員 ★★の★★と申します。太陽光発電に関して地域から反対があるようで、今後トラブルの可能性についてですが、やはり一昨年もそうですが、今までと違って気象の変化が著しく、突風、台風等が来てパネルが飛んだり故障したり、そういった場合の対応はスムーズにやっていただけるのでしょうか。

★★氏 はい。それは間違いなくそういうものが発生しましたら、すぐ対応というのが約束されております。

★★委員 その辺のしっかり煮詰めた考えは、当然あるということで良いですね。

★★氏 はい、あります。

★★委員 ★★と申します。★★の★★さんが全部説明して頂いているんですけども、実際に農業をやる★★さん、貴方の気持ちは、今後この茂原でどのような農業をやりたいかということ自分の声で聞かせて頂きたい。それとまた、この事業が太陽光発電だけに留まらない計画ですよ。その辺を含めて、★★さんの口から、★★さんが持っているプランを聞かせて頂きたいと思います。

★★氏 はい。繰り返しになりますが、バイオマス乾燥肥料を使った循環型農業は、とても環境に良いと思うんです。そして地元の農業の方、地主さん達に手伝ってもらいながら、そして地元の企業の★★に支援してもらいながら、農業の方はしっかり確実にやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

★★委員 バイオマス肥料の量はどのくらいを考えているんですか。

★★氏 1反歩当たり250kg入れようと思っています。

★★委員 それはある程度手に入るような、農政課の回答を得ていますか。

- ★★氏                    はい。そこは大丈夫です。
- ★★委員                ★★さんにお話を伺います。私は★★地区から出ております★★と申します。★★地区の調査のことを書かれています。私にすれば一番の原因は、農業をやる人が農業をする意欲が無かった、それに尽きると思うんです。ですから、今後、★★さんの農業に対する態度、それにかかっていると思うんですよ。それについて、芋をやるのに一番大事なこと、苗が無くちゃどうしようもないですよ。JAで確保することになっていますけど、睦沢でこれだけの量が、農家さんか何かに委託するんでしょうか。その辺、農協に確認してありますか。
- ★★氏                    はい。苗はJAの睦沢の方に確認してありますので、この数は確保出来ます。農業の方はしっかりやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
- ★★委員                信用して良いんでしょうかね。
- ★★氏                    はい、大丈夫です。この数は確保してあります。
- ★★氏                    ★★さん、★★の農業をやる方って、地元の方だったんですか。
- ★★委員                最初はそういう計画だったんですけど、地元の責任者の方が体調を崩しまして替わったんです。それで太陽光発電ありきの状態になってしまい、今もあまり良い状態じゃないですけど、今やっている★★さんと協力しながら悪い例で捉えられないようにしたいと願っているところです。
- ★★氏                    ★★も地元だし、私も地元なんです。体調を崩したとかそういう不測の事態があってもバックアップが出来る体制で、地元で全部やります。ちょっとこれ、先の話になりますが、この地区では★★さんが一番六次産業に長けていると色々聞いております。
- ★★委員                それは嘘です。
- ★★氏                    それを勉強しに行きたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。
- ★★委員                六次産業とか、ねぎぼうずで作っていないものを作るとか、そういうことは後にして、とりあえずは、あまりいっぱい考えないで、下の営農だけをやるんだったら、しっかりやってください。物ができてからの話ですから、それは。
- ★★氏                    ありがとうございます。地元でやっていきますので、よろしく願いいたします。
- ★★委員                ★★委員が言われた現場、現地を何度か見ていますでしょうか。
- ★★氏                    国道の方から。
- ★★委員                ご覧になって率直な感想はいかがでしょう。
- ★★氏                    たまに前を通るんですけど、太陽光発電があるのはパッと見てわかります。下の営農は、やっているのかな、という感じです。
- ★★委員                営農型発電を計画しているんですから、太陽光型営農システムじゃないんですから、営農ありきですから。今の現状も当初もほとんど変わっていないですよ。それでも

ずっと発電しているんですよ。

★★氏           私が調べた限り、今はブルーベリーの栽培をやっているとか。

★★委員           営農型太陽光発電システムをご計画ですから、ぜひパネルじゃなくて下の現状を見てください。先ほど★★さんが、法律が変わって云々とおっしゃられましたけど、現実問題としては、くれぐれも営農ありきです。

★★氏           今日配った資料の★★地区の発電設備の内容の中で、僕らはよく現場を見たんですが、今の基準じゃない基準で設備を作ったんですね。高さが足りていないんです。機械農業が出来ないスペースなんですね。★★は最初から機械農業が出来る所でやってきているんですが、最初に行った時、営農型じゃないですっていう言い方をした位の設備なんです。筋交いも入れて、全然機械で作業出来る状態じゃない設備になっているので。我々が今度やっていく、というか今やっているやつもそうなんですけど、確実にトラクターに乗って作業出来るスペースになっております。皆さんから言われているとおり、営農をしっかりとやっていきます。具合が悪くなったときのバックアップや何かも全部地元の会社でやりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

会長           ありがとうございます。非常に長時間、皆さんから質問を頂きました。やはり営農ありきという中で、皆さんからもありましたけれども、1月の総会で、パネルが無くても営農をやる意気込みをお二人から感じていたんですけど、その事実ではないということで良いんですか。循環型だからパネルが無くちゃダメということですか。

★★氏           今やりたいことが、再生可能エネルギーの資源の循環型を使って営農したいと。たまたま、その事業の中で、パネルを作れない土地、やってほしくない土地、そういう所があれば、それも含めて営農はしますという形です。

会長           非常に認識の違いがあったのが事実なんです。農業委員の皆さん、推進委員の皆さんは、やはり、頑張ってやって頂きたいというのが基本中の基本なんです。ただ、先月においては、「何としても太陽光発電が無くても農業の再生をやっていきたい」とお答えしているんですよ。ですからそういう話が出てくるわけです。ここは間違っはいけないところで、絶対に。

★★氏           たまたま今回申請している7か所の中の1か所がそういう状態になったということで、すみません、私の方もお伝えの仕方が誤解を生むような形だったと思います。

会長           議事録にもそのようにしっかり記載されていますから。ただ、こういう言葉尻で言うんではなくて、しっかりやって頂きたいということが基本中の基本にあるということで、そのための今日の会議であります。十分参考に事情聴取出来ましたので、これから委員の皆さんで最終的に決定させて頂きます。今日は本当にありがとうございました。

★★氏           すみません。なぜこれに拘っているかという、この循環型資源エネルギーというのは、土地を貸してくれる方の費用、それから農業支援費、これが1か所で30万円、借地料が10万、農業支援費が20万というのをずっと続けていくためには、自分達の分じゃなくて他のブロックがあるので、そっちの方もそういう循環型の農業をやって頂きたいという願ひがあります。それで今回、7か所の内の1か所はたまたま設備が出来ない。ただそれを、我々は農業をやりますという答えをしました。伝わり方がまずかったと思いますので訂正させてください。すみません、ありがとうございました。

- ★★委員 最後に★★さんに再度、意気込みじゃないですけど伺います。機械は、我々が農業を始めるときはそれなりのリスクを負って、ある程度借金もして将来を賭けてやるんですけど、ほとんど無償リースで、意気込みという点で、一生懸命やるのか、その辺の所が心配になったので。実は、★★地区の営農型ソーラーは、当時委員会で相当揉めました。私も地元だったので頑張って、出来た挙句が今の状態になって、私もかなり責任みたいなものじゃないですけど心配しています。ですのでその辺の所、資料の計画の通りやって頂けるのか、最後確認じゃないですけど、よろしくをお願いします。
- ★★氏 はじめはやはり★★の方に購入して頂いて、徐々に収穫出来て、お金を貯めて、そして購入をしていく形を取っていきます。お互い地元の間人なので、逃げるとかそういうことは一切しませんので。必ず農業の方は一生懸命やっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。
- 会長 以上で終わります。ありがとうございました。
- ★★氏 ありがとうございました。よろしくをお願いします。
- <★★氏、★★氏退出>
- 会長 長時間ご苦勞様です。ここで一旦休憩とさせていただきます。
- (休憩)
- 会議を再開いたします。それでは審議いたします。まずは農地法第3条許可申請に対してのご意見ををお願いします。★★委員いかがですか。
- ★★委員 ちょっと今、迷っているんですが。最後に★★会長が念を押して言っていたことです。私個人の考えとしては3条と5条は一体とすべきだけれど、県の指導でも3条と5条は別の基準だと。ところが今日も、事業者は3条と5条は別に考えていない、全く。その認識が、私自身、考えているところです。しかし、それは申請人の言うことであって、我々の審議の流れとしては、これは3条については仕方ないかなど。やってみてもらって、ちゃんと耕作、営農をやっているよとなって、それから5条申請をしてもらえば、我々だって別に何も言うことは無い。というふうに考えますと、3条は許可で、5条はまだ、とするのが、現時点で茂原市農業委員会としてはベターな判断かなと思っています。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 色々お話を伺った中で、3条許可は致し方ないと思います。
- 会長 地元の実地の声、★★さんが作った議事録は見ているんですけど、集落の声はいかがですか。
- ★★委員 ★★の所は今日も聞いた通り、耕作は良いけど上はダメだと。それは承知していますので。★★の所ですけど、地元としては、耕地整理したところはなるべく張らないように、もし仮に張るなら藤棚式でお願いしますというのが地元の意見です。
- 会長 ★★の★★委員いかがですか。
- ★★委員 1月17日に★★地区において★★、★★の★★代表を呼んで、水利組合の三役、自治会の区長3名、それから近隣の農家10名位に集まってもらって会議をいたしました。その中において、★★会長も言っていましたけれど、今回の件ではないのです

が、次第に発展して、地主さんが営農して、その農地に対して太陽光パネルを掛けると。その耕作している方が、もちろん8割以上の収量を上げなきゃいけないんですけど、営農している方に売電収入から20万円、借地料として10万円を毎年くださるという話でした。★★の畑は荒れている所もいっぱいありますので、そういうことなら良い計画だという賛同が得られました。ですけど、以前は「上が無くても営農をやる」と言っていたわけですけど、さっき★★会長の話を聞いた限りではちょっと違うという話をしていたので、これは本当に営農は大丈夫なのかなという疑問符が付きましました。でも、★★の説明会でも言ったわけですから、水利組合から★★代表に、営農をちゃんとやるように言おうと思っています。説明会の中での意見は、そういうことです。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               私は、環境型とかそういったことには、基本的には賛成です。ただ、この地域は基盤整備、集約化の計画、人・農地プランを作っていないからとか、これからやろうとしているのに、これは引っ掛かっている。人・農地プランの一環ということで営農型発電という話もあると聞きましたが。遊休農地とかを農地として再生してやって頂くのは大賛成です。ただ、耕作と太陽光発電の基準を切り離せと言われれば言われるほど一緒になっちゃう。耕作の様子を見させてもらえれば一番ありがたい。それに伴って地域も人と農地をどうしていくかを考える機会にして頂ければなと思っています。そう言っちゃうとこれが正ということになるので、辛いです。実績を見たいですね。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               これは、じゃあ一定期間、1年でも耕作してみてくださいと、耕作をやってみて、それを見た上で5条許可の審議をしましょう、という考え方を県の担当者に伺ったところ、「それは相手が了解すれば」ということでした。相手が了解するとは思えなかったもので、「それであれば、付帯決議として、許可条件を付け加えては」と言ったんですが、「それも相手が了解すれば」という回答でした。とにかく、もう色々意見を聞きながら、資料を見ながら、やるんだという意思が見えているものは、それを否定する材料が無ければ不許可に出来ないということです。いわゆるこれは性善説ですよ。何かあったら、こうやると言いましたよと。何年かして、ちゃんとやっていないければ指導ですよ。この繰り返しです。この繰り返しが★★の現状ですよ。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               3条は許可で、耕作をやってみて、傍から見てもこれなら良いなという結果になれば5条もOKというのが、県が何と言おうがそういう形でいきたい、とは思いません。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               私に言わせれば、この事業をやるという方達が、営農を真剣にやろうというような考え方ではなくて、売電で利益を出すことが第一で、営農は付け足しのような感覚に聞こえます。★★さん自身は営農経験がほとんど無い方でしょう。農林水産省の考え方が、荒れている農地をそのままにしておくよりも良いんじゃないかという考え方で動いているからこうなると思うんですが。これを茂原市で許可すれば、★★と同じような状態を招くんじゃないかという気がするんですが。まずは3条許可をして、とにかく耕作をやってみて、後は5条という処理の仕方が出来るのであればそれに越したことはない。だけど、3条だけを許可しても、5条許可が伴わないと耕作はやらないと思いますよ。

会長                   ★★委員いかがですか。

- ★★委員      ★★がああ状態でも更新されているでしょう。★★の状態がこうだから、自分達も更新出来るよという考えになっていると思います。私も地区の農業委員として、これからの計画について、ミョウガをやるとか色々なことを言っていますので、見て回るんですけど、いないんですね。でも昨日ちょっと会う機会がありましたので、これからは見廻りというか指導というか、おこがましいですけど、打開しないといけないと思っています。悪い例ではいけないと思っています。
- 会長      皆さんから色々意見が出て、2回の事情聴取の中で★★という会社のことも見えたし、★★もまだまだこれからだなという感じは誰もが思ったと思うんですけども、3条においては、11号から17号議案ですが、許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号から17号議案については、許可ということで決定いたします。続いて農地法第5条許可申請に対してのご意見をお願いします。★★委員いかがですか。
- ★★委員      ★★委員が言ったように、県がどうしようと、茂原市農業委員会のスタンスとしては、5条はまだ営農が確実と言えないということだよ。
- 会長      茂原市農業委員会のスタンスは、やはり営農型発電は営農ありきということが基本中の基本なんですね。★★委員いかがですか。
- ★★委員      この事業は難しい所ですね。これが拠点になると、一つの流れになる。茂原市では人・農地プランが全然出来てないんですよ。そこに対して、穴場みたいにこれがプランの一つみたいになる。大区画になることも考えられるんですね。茂原としては残念なことながらプランを組み立てる人がまだいなくて、ですから事業をよほど見させてもらいたい。そういう中で要するに環境型、バイオマスもそうですけど、循環型農業については勉強している最中ですからね。
- 会長      事業計画に対しては、それこそ計画を何度も変更したり、考え方が変わったり、一貫性が無いという中で、他にご意見を頂きたいんですけど、★★委員いかがですか。
- ★★委員      5条はまだ不許可という考えは、例えば、★★は「概ね良いです」と言ったけれども、★★地区は地域の方が「反対です」と言っているわけですよ。強い反対意見が無ければ難しいのかなと思うんですけど、どうでしょうか。
- ★★委員      それこそ申請地に太陽光施設が出来ると、周辺には農地もあるでしょうし、民家もあるでしょうし、色々あるわけです。これは必ずしもその方々の同意が必須要件ではないにしても、私は他の案件、どんな申請案件であっても、それが出来たために出来る前よりも環境面が悪くなってしまう、衛生面が悪くなってしまう、それから長年築き上げてきた地域のコミュニティもおかしくなってしまう、そういったことがないか考えることも大きいと思っています。必須要件ではありませんけどね。それと、今回のように何か所も点々と太陽光発電が組みまれていくと、優良農地に影響が出ちゃうわけだよ。国の指針の中にもある通り、そういう集団農地に囲まれた所は支障を及ぼすおそれがある。ダメですというのがあるんですよ。今回の計画でも、あてはまる所がある。なおかつ、その農地が将来的にどう活用されていくかということも、そういう所がぼつんぼつんとあると、非常に有効活用を図るために邪魔になってしまうんですよ。5条については、私は反対です。
- 会長      ★★委員いかがですか。
- ★★委員      これは営農型で、下の農地でちゃんと営農を出来なきゃいけないということですので、下でちゃんとやれるかどうか確認出来るまで、まだ8割の収量を取れるとは判断

出来ないと思います。

★★委員　　ですから、ちゃんと営農をやれるかどうか見てみたいと言ってもね、相手が了解しなければダメなんですよ。

★★委員　　それは当然でしょうね。ただ、茂原市農業委員会の意見としては通すべきだと思いますよ。

★★委員　　ただ、明確な法的な根拠と言われたときに、農業委員会としてはどんなリスクを負うのか。事務局はこの辺どうですか。

事務局　　農業委員会の意見は意見として農業事務所に送付します。その後は県の判断となります。

★★委員　　本来は、営農っていう土台の上に太陽光パネルというのが営農型だよ。ところが今日の話では、上に太陽光パネルを張って、その恩恵を下の土地に還元して、それで農業を何とかする、という考えだよ。だから最後にまた、「上が無くても営農をやります」とは言わなくなったんだよ。そういう議論をしたら、3条を許可したら5条も許可という理屈だよ、それをやったらね。

★★委員　　農業委員会があくまでも参考意見なので、3条は許可、5条は不許可相当。5条の判断は最終的に県がすることですから、農業委員会の意見はそれで良いと思いますよ。

会長　　ただ、先日県に伺ったところ、県の方は、営農型発電に対してこれだけ問題を抱えているんだという認識が薄いようで、営農であるから他の地区では何ら問題無く許可されていることが多いということが改めてわかりました。ですから、各市町村農業委員会が動いていくことによって、変わってくると思います。長くなりましたが、26号から31号議案ですが不許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは26号から31号議案については、不許可相当ということで決定いたします。

事務局　　失礼します。そうしましたら、19号から24号議案の区分地上権設定の3条許可の取扱いについては、議案説明の通り、県の処分転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可、となります。以上です。

会長　　しっかり営農がなされれば、次は5条の太陽光パネルの申請も通るわけです。そういう前向きな考え方で今日の決定を出しているわけです。営農次第なんです。そこはご了承頂きたいと思います。

それでは続きまして、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）であります。この案件につきましては議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員におかれましては議案第32号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

（★★委員退出）

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局　　議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）ご説明します。  
（内容等について説明する。）

会長　　説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは32号議案に

については承認ということにさせていただきます。

(★★委員入室)

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について

会長

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。